解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

富山県黒部市北新五九番地の三

医療法人社団横井医院

清算人　横井　昭平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目七番一九号光洋ビル内　社団法人兵庫ボイラー技士協会

清算人　森本　辰夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

徳島県名西郡石井町高川原字高川原三一三番地九　特定非営利活動法人そよかぜ

清算人　清重　佳久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

徳島市国府町佐野塚字出口五番地七　特定非営利活動法人吉野川みんなの会

清算人　豊岡　和美

解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

香川県高松市松島町一丁目一七番三三号　社団法人香川農林水産統計協会

清算人　宮武　利弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

大分市都町三丁目七番二三号　特定非営利活動法人ロフィア

清算人　中島　拓

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目六番一号　財団法人日本経済研究奨励財団

清算人　樋口　美雄

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

東京都目黒区東山三丁目一番一五号　社団法人全国国民年金福祉協会連合会

清算人　片野　紘二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

大阪市住吉区清水丘二丁目一五番一七号　医療法人愛康会小田クリニック

清算人　小田美紀子

平成二十二年七月二日

名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四〇八号大林法律事務所

破産管財人　大林　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西三条北二丁目四番地、最後の住所北海道帯広市西三条北二丁目三番地三　被相続人　亡　吉田　勝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二日

北海道帯広市西五条北三丁目一一番地二　広瀬ビルA号室佐々木法律事務所

相続財産管理人弁護士　佐々木涼太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市中太田泉田五四番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩泉　安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二日

岩手県盛岡市中央通三丁目四番三号共済ビル三階

相続財産管理人　吉田　瑞彦

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年六月四日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

高知県土佐市本村四三九番地一　清算法人本村中条土地改良区

清算人代表　馬場　定徳

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会全員の同意及び東京都知事の認証により、平成二十二年五月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月二日

東京都世田谷区下馬六丁目一番一〇号　宗教法人日蓮宗妙安教会

清算人　加藤　慈英

配当公告

愛知県津島市宇治町字城七番地　破産者　株式会社共和建材工業

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第八一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金二七四、一六五、四六二円

（内優先債権額　金二三〇、五〇〇円）

一、配当することのできる金額　金二三、八九〇、八五四円

（内優先債権額　金二三〇、五〇〇円）

平成二十二年七月二日

名古屋市東区東外堀町一七番地吉田ビル二階　破産管財人　桐井　弘司

配当公告

名古屋市中川区若山町一丁目一番地の一小城南シルバー住宅六〇一号、開始決定時の住所名古屋市中区富士見町一三番二二号ファミール富士見三〇二号　破産者　日置　和子

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三二八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金七四、九七六、九六〇円

一、配当することのできる金額　金二二、六三七、八七九円

決算公告　平成22年7月2日

東京都千代田区内幸町一丁目2番2号　日比谷ダイビル

ノースウエストシェルフシッピングサービスカンパニーピーティーワイリミテッド

日本における代表者

ドナルド・ウッド・デイヴィス

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）

科目		金額（AUドル）
資の産部	流動資産	6,603,821
	固定資産	848,322
	合計	7,452,143
純資産の部負債及び	流動負債	5,493,988
	株主資本金	1,958,155
	利益剰余金	435,000
	その他利益剰余金	1,523,155
	（うち当期純利益）	1,523,155
		(361,508)
	合計	7,452,143